

新旧对照表

現 行

(日影による中高層の建築物の高さの制限)

第2条の2 法第56条の2第1項の対象区域は、次の表の左欄に掲げるとおりとし、それぞれの対象区域ごとに法別表第4(に)欄の各号のうちから指定する号は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

対象区域		法別表第4(に)欄の各号のうちから指定する号
法別表第4(い)欄に掲げる地域又は区域	法第52条第1項各号に掲げる建築物の容積率が定められた区域	
第1種低層住居専用地域又は第2種低層住居専用地域	10分の5、10分の6及び10分の8の区域	(一)
	10分の10の区域	(二)
	10分の15及び10分の20の区域	(三)
第1種中高層住居専用地域又は第2種中高層住居専用地域	10分の10及び10分の15の区域	(一)
	10分の20の区域	(二)
	10分の30の区域	(三)
第1種住居地域、第2種住居地域又は準住居地域	10分の10、10分の15及び10分の20の区域	(一)
	10分の30の区域	(二)
近隣商業地域	10分の10、10分の15及び10分の20の区域	(二)
準工業地域	10分の10、10分の15及び10分の20の区域	(二)
用途地域の指定のない区域	10分の5、10分の8、10分の10及び10分の20の区域	(二)

2 法別表第4(ろ)欄の四の項イ又はロのうちから指定するものは、法第52条第1項第7号の規定により定められた建築物の容積率が10分の5及び10分の8の区域内にあってはイとし、10分の10及び10分の20の区域内にあってはロとする。

3 法別表第4(は)欄の二の項及び三の項に掲げる平均地盤面からの高さのうちから指定する平均地盤面からの高さは、4メートルとする。

改正案

(日影による中高層の建築物の高さの制限)

第2条の2 法第56条の2第1項の対象区域は、次の表の左欄に掲げるとおりとし、それぞれの対象区域ごとに法別表第4(に)欄の各号のうちから指定する号は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

対象区域		法別表第4(に)欄の各号のうちから指定する号
法別表第4(い)欄に掲げる地域又は区域	法第52条第1項各号に掲げる建築物の容積率が定められた区域	
第1種低層住居専用地域、 <u>第2種低層住居専用地域又は田園住居地域</u>	10分の5、10分の6及び10分の8の区域	(一)
	10分の10の区域	(二)
	10分の15及び10分の20の区域	(三)
第1種中高層住居専用地域又は第2種中高層住居専用地域	10分の10及び10分の15の区域	(一)
	10分の20の区域	(二)
	10分の30の区域	(三)
第1種住居地域、第2種住居地域又は準住居地域	10分の10、10分の15及び10分の20の区域	(一)
	10分の30の区域	(二)
近隣商業地域	10分の10、10分の15及び10分の20の区域	(二)
準工業地域	10分の10、10分の15及び10分の20の区域	(二)
用途地域の指定のない区域	10分の5、10分の8、10分の10及び10分の20の区域	(二)

- 2 法別表第4(ろ)欄の四の項イ又はロのうちから指定するものは、法第52条第1項第7号の規定により定められた建築物の容積率が10分の5及び10分の8の区域内にあってはイとし、10分の10及び10分の20の区域内にあってはロとする。
- 3 法別表第4(は)欄の二の項及び三の項に掲げる平均地盤面からの高さのうちから指定する平均地盤面からの高さは、4メートルとする。